



島根県報

令和7年5月20日（火）

第 6 1 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ ” ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ ” ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ ” ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（4件）	（中 小 企 業 課）	3

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	8
---------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県次世代校務DX環境整備の準備支援業務の委託に係る随意契約の相手方等	（教 育 連 携 推 進 課）	8
--------------------------------------	-----------------	---

【教委告示】

島根県指定無形文化財の指定の解除	（文 化 財 課）	9
------------------	-----------	---

【正 誤】

令和6年2月6日付け島根県報号外第11号中	（道 路 維 持 課）	9
-----------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 恵心会	浜田市国分町955-1	訪問リハビリ テーション	夕陽ヶ丘訪問 リハビリテー ション	浜田市国分町955 -1	令和6年12月1日
		介護予防訪問 リハビリテー ション			

島根県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
有限会社ホッ トケアセンタ ー	浜田市熱田町705番地1	複合型サービス	複合型小規 模多機能ほ っとの家	看多機ほっ との家・港 町	浜田市港町 199番地1	令和6年 5月9日

島根県告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
有限会社ホッ トケアセンタ ー	浜田市熱田町705番地 1	複合型サービス	看多機ほっ との家・港 町	浜田市熱田町 705番地1	浜田市港町 199番地1	令和6年 5月9日

隠岐広域連合	隠岐郡隠岐の島町都万 2016番地	訪問看護	隠岐の島町	隠岐郡隠岐の	隠岐郡隠岐の	令和7年 4月1日
		介護予防訪問看護	訪問看護ステーション「かがやき」	島町下西78番地2	島町城北町667番地 城北町多目的施設2階事務所	
合同会社コスモ	出雲市下横町236番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所G i f t	出雲市斐川町上直江1472番地1	出雲市斐川町荘原2936番地1 レジエントひかわ103号室	令和7年 3月1日

島根県告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
日星調剤株式会社	鹿足郡津和野町枕瀬189番地7	福祉用具貸与	日星調剤株式会社	鹿足郡津和野町枕瀬189番地7	平成14年9月30日
社会福祉法人恵心会	浜田市国分町955-1	訪問リハビリテーション	夕陽ヶ丘訪問リハビリテーション	浜田市国分町955-1	令和6年11月30日
		介護予防訪問リハビリテーション			
有限会社くすりのファミリア	出雲市渡橋町986-1	居宅療養管理指導	くすりのファミリア みずほ薬局	邑智郡邑南町市木2153-1	令和7年2月28日
		介護予防居宅療養管理指導			
有限会社くすりのファミリア	出雲市渡橋町986-1	居宅療養管理指導	くすりのファミリア 殿町薬局	浜田市殿町79-38	令和7年2月28日
		介護予防居宅療養管理指導			

島根県告示第298号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和7年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スプリングパワーセンター 島根県松江市黒田町85-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 要一郎

(変更後) 東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 裕一

(4) 変更の年月日

令和7年1月28日

2 届出年月日

令和7年5月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第299号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや東川津店 島根県松江市下東川津町505番61

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 要一郎
(変更後) 東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 裕一
- (4) 変更の年月日
令和7年1月28日
- 2 届出年月日
令和7年5月7日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ アの記載事項についての公表の意思の有無
ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
エ 意見の内容
オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第300号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
みしまや大田長久店 島根県大田市長久町長久イ282-2外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
野々内 香織	島根県松江市八雲台二丁目32	-	令和7年2月28日 退店
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 裕一	
佐々木 和久	島根県大田市大田町大田イ440-1	-	
(有) サンアイ	福岡県北九州市小倉南区上葛原2-21-1	山崎 新一	令和7年1月31日 退店

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 裕一	
佐々木 和久	島根県大田市大田町大田イ440-1	-	

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年5月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課(大田市大田町大田口1111番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第301号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや雲南三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
(有) ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(有) サンアイ	福岡県北九州市小倉南区上葛原2-21-1	山崎 新一	令和7年1月31日 退店
(有) 貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 裕一	令和7年1月28日 代表者変更
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
(有) ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(有) 貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和7年5月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課(雲南市木次町里方521番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年5月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年5月9日から同年9月12日まで
- 3 作業地域
大田市久利町佐摩地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年5月20日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 件名及び数量
島根県次世代校務DX環境整備の準備支援業務の委託
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育連携推進課教育DX推進室 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三井情報株式会社 代表取締役 中国営業室 室長 戸島 恭啓
広島県広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング14階
- 5 随意契約に係る契約金額
46,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第2号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第21条第7項の規定により、次の島根県指定無形文化財の指定は解除されたので、同項の規定により告示する。

令和7年5月20日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

指定告示	種 別	名 称	所 在 地	保 持 者	指定解除年月日
平成11年島根県教育委員会告示第2号	工芸技術	日本刀	仁多郡奥出雲町稲原	小林 力夫（貞永）	令和6年11月13日

正 誤

令和6年2月6日付け島根県報号外第11号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第86号の表中	メートル	メートル
		156.70	296.10
		156.70	296.10